

対内直接投資等に関する命令第三条第三項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件の一部を改正する告示（案）等に対する意見募集

令和6年6月19日
財務省
経済産業省
国土交通省

1. 意見公募の趣旨・目的・背景

外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）第27条第1項の規定に基づく事前届出が必要となる対内直接投資等に係る業種、並びに同法第27条の2第1項の規定に基づく事前届出の特例に該当しない業種、並びに同法第28条第1項の規定に基づく事前届出が必要となる特定取得に係る業種、及び同法第28条の2第1項の規定に基づく事前届出の特例に該当しない業種について、今般、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和4年法律第43号）において、安定供給確保のために支援等の対象とすべき「特定重要物資」が指定されたこと等を受けて、検討を行った結果、サプライチェーンの保全、技術流出・軍事転用リスクへの対処等の観点から、業種の範囲の見直しを行うことといたしました。

つきましては、広く国民の皆様から御意見をいただきたく、以下の要領で意見の募集をいたします。

2. 意見公募の対象

- （1）「対内直接投資等に関する命令第三条第三項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件の一部を改正する告示（案）」
- （2）「対内直接投資等に関する命令第三条の二第三項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件の一部を改正する告示（案）」
- （3）「対内直接投資等に関する命令第三条第一項及び第四条第二項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件の一部を改正する告示（案）」
- （4）「対内直接投資等に関する命令第四条の三第一項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件の一部を改正する告示（案）」

3. 資料入手方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）における掲載

4. 意見募集期間（意見募集開始日及び終了日）

令和6年6月19日（水）17：00～令和6年7月19日（金）必着

5. 意見提出先・提出方法

別紙の意見提出用紙に日本語で記入の上、以下いずれかの方法で送付して下さい。

- （1）郵送

意見提出用紙に御氏名、連絡先及び本件への御意見を御記入の上、以下の住所宛にお送り下さい。

住所：〒100-8940

東京都千代田区霞が関3-3-1

財務省国際局調査課投資企画審査室 パブリックコメント担当 宛

(2) 電子メール（意見提出用紙を添付してお送り下さい。）

意見提出用紙に御氏名、連絡先及び本件への御意見を御記入の上、以下の電子メールアドレス宛にお送り下さい。

電子メールアドレス：gaitame-kaisei@mof.go.jp

（電子メールの件名を「対内直接投資等に関する命令第三条第三項に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件の一部を改正する告示（案）等に対する意見」として下さい。）

(3) 電子政府の総合窓口（e-Gov）

電子政府の総合窓口（e-Gov）のパブリックコメントのページ中の意見提出フォームより提出して下さい。（※ 別紙の意見提出用紙は不要。）

※ 電話での意見提出はお受けしかねますので、あらかじめ御了承下さい。

6. その他

皆様からいただいた御意見につきましては、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、いただいた御意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ、その旨を御了承下さい。

御提出いただきました御意見については、氏名、住所、電話番号、FAX番号及び電子メールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おき下さい。ただし、御意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

御意見に付記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

なお、御記入漏れや本要領に即して記述されていない場合には、御意見を無効扱いとさせていただきます。

